

12-認シス第 0511 号
2012 年 05 月 25 日

溶接製品認証機関各位

公益財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

火原協規格（火力）TNS-S3101-2011 発行に伴う製品認証機関の認定の取扱い

このたび一般社団法人火力原子力発電技術協会から「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）」の改定版 TNS-S3101-2011 が発行され、製品認証機関（以下、「認証機関」という）はその改定規格に基づいた認証活動を開始します。規格改定に対応した、認証機関の認定の取扱いについて、本協会の見解を下記のとおり公表します。

記

前規格と改定規格における認証機関が使用する評価基準に変更がなく、また、認証機関に対する改定された認定の補足基準及び分野別指針においても新たな認定要求事項がないことから、改定規格に伴う認証機関の認証能力は維持されていると判断し、認定の地位に変化はないものとします。

したがって、改定規格に基づく認証機関が発行する認証文書には、従前どおり JAB 認定シンボルの使用を認めます。

なお、改定規格に対応した認定証は、直近の認定の更新後に発行します。

以上

問合せ先:

公益財団法人日本適合性認定協会 認定センター

E-mail: nintei@jab.or.jp